

令和 7 年第 7 回ひたちなか市
教 育 委 員 会 5 月 定 例 会

日 時 令和 7 年 5 月 2 0 日（火）
午後 4 時

場 所 市役所第 3 分庁舎 防災会議室 1

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- （１）議案第 1 0 号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について
- （２）議案第 1 1 号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について

4 そ の 他

- （１）令和 7 年度ひたちなか市教育研究所職員・各種相談員について
- （２）令和 7 年度学校閉庁日の実施について

5 閉 会

令和７年度 ひたちなか市教育研究所職員・各種相談員

指導課

- 1 教育相談員
 - ・教育相談
（電話相談・来所相談・学校訪問・メール相談）
 - ・教育支援センター（いちょう広場）の支援
- 2 情報教育アドバイザー
 - ・ＩＣＴ活用支援
 - ・各種講習会、研修会
 - ・Ｗｅｂサイト（学校ＨＰ）更新支援
- 3 学級経営アドバイザー
 - ・学級づくりに係る研修
 - ・学級づくりに係る助言
- 4 生徒指導アドバイザー
 - ・生徒指導に係る研修
 - ・生徒指導に係る助言
- 5 特別支援教育アドバイザー
 - ・特別支援教育に係る研修
 - ・特別支援教育に係る助言
- 6 研究所所属相談員
 - ・心のサポーター
 - ・心の教室相談員
 - ・家庭相談員
 - ・絆サポーター
 - ・カウンセリングアドバイザー

令和７年度 学校閉庁日の実施について

指導課

１ 趣旨

- 教職員の働き方改革の一環として、教職員の休暇取得促進のために市内一斉に取り組む。
- 児童生徒のリフレッシュの機会、家庭でのふれあいや地域活動の参加などの機会とする。
- ラーケーションとともに、児童生徒が、家族との触れ合いや地域での活動、探究的な学びやキャリア形成につながる体験活動等を行うことができるようにする。

２ 実施日

- 本年度は次の２期（４日）を学校閉庁日とする。
 - ・ 盆の時期 ８／１３（水）～８／１５（金） ３日
 - ・ 県民の日 １１／１３（木） １日

※ 学校閉庁日については、Ｈ３０年度の教育委員会５月定例会で、盆の時期・県民の日・年末年始の３期６日を設定し、毎年その暦により検討して実施すると報告された。

※ 年末年始は曜日の関係により０日とする。

※ 例年１／４を学校閉庁日とするが、令和８年は日曜日となるので除外する。

３ 学校閉庁日の取扱い

- 学校閉庁日には、日直を置かず、部活動等も実施しない。
- 学校閉庁日の教職員の勤務対応は、夏季特別休暇や年次休暇等とする。
- 保護者からの電話連絡は、指導課が窓口となる。市役所に連絡を入れるようにしてもらい、必要に応じて、各学校の管理職等に連絡する。
- 次の場合は例外的な扱いとする。
 - ・ 管理上必要な校舎内外の見回り（巡視）、動物の世話、植物の水かけなど、欠かせない業務がある場合
 - ・ 閉庁日に部活動の大会、県の出張（研修会）等が重なってしまう場合